

土佐清水市津波避難計画

(平成 25 年 3 月作成)

(平成 30 年 5 月改訂)

土 佐 清 水 市

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の修正	1
第3節	用語の定義	2
第2章	避難計画	3
第1節	避難対象地域	3
第2節	津波浸水深及び津波到達時間	9
第3節	避難路・避難経路	13
第4節	避難所	13
第5節	緊急避難場所	14
第6節	津波避難タワー等	20
第7節	避難困難地域	21
第3章	津波発生時の避難行動	30
第1節	地震・津波情報の収集	30
第2節	避難行動開始の時期	30
第3節	地震発生後の避難行動	30
第4節	事前準備	31
第4章	職員の初動体制	32
第1節	職員の連絡・参集体制	32
第2節	地震・津波に関する情報の収集	33
第3節	被害情報の収集	35
第4節	津波情報の伝達・周知	36
第5章	避難勧告・指示の発令	38
第1節	発令・解除基準	38
第2節	伝達方法	39
第6章	津波対策の教育・啓発	40
第1節	市職員に対する教育・啓発	40
第2節	住民等に対する教育・啓発	40
第3節	学校教育における教育・啓発	40
第4節	防災知識の普及	41
第7章	津波避難訓練の実施	42
第1節	避難訓練の実施	42
第2節	避難訓練の内容	42
第3節	県への要望	42
第8章	要配慮者の避難支援	43
第1節	要配慮者の定義	43
第2節	要配慮者が必要とする支援	43

第3節	情報伝達体制の整備	44
第4節	要配慮者情報の共有	44
第5節	要配慮者の避難支援計画の具体化	46
第6節	避難所における支援	46
第7節	関係機関等との間の連携.....	46
第9章	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	47
第1節	情報伝達	47
第2節	施設管理者等の避難対策	47
第3節	自らの命を守るための準備	47
第4節	避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置.....	47
第5節	津波啓発、避難訓練の実施	48
第10章	港湾・漁港等における避難対策.....	49
第1節	係留船舶等の対策	49
第2節	航行船舶の対策	49
第11章	その他留意点.....	50
第1節	避難場所・避難路等の維持保全	50
第2節	避難誘導標識の整備促進・デザインの統一.....	50

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、南海地震等による津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から1日程度の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うことを目的として策定したものである。

四国沖の南海トラフを震源とする地震については、これまでも国や高知県において想定がされてきたが、2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け住民避難などの防災対策で対象とする地震・津波については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を想定することとなった。このため、本計画では土佐清水市に最も影響を与えると考えられる「南海トラフの巨大地震※1」（マグニチュード9程度）を想定した津波避難計画とした。

※1「南海トラフの巨大地震」とは、東海・東南海・南海地震が連動して同時に発生した場合の地震のことで、発生頻度は極めて低いが、現時点で発生する可能性のある最大クラスの地震のこと。

第2節 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要に応じ、これを適宜修正する。

第3節 用語の定義

No	用語	意味
1	津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。高知県が平成24年12月に公表した最大クラスの津波による浸水区域に基づき定める。
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、土佐清水市が津波浸水予想地域に基づいて指定するもので、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想エリアがかかる地区ごとに指定する。
3	避難困難地域	避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波到達予測時間までに、避難対象地域外（避難の必要がないの安全な場所）に避難することが困難な地域をいう。
4	津波浸水予測時間	地震が発生してから浸水深30cmの津波が到達するまでの時間を予測した値のこと。 なお、浸水深30cm津波とは、足を取られて動けなくなる高さの津波のこと。
5	避難路	避難する場合の経路で、それぞれの地域の避難先に行くために多くの住民にとって必要不可欠だと考えられる路線の中から市が指定する。
6	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
7	指定避難場所	津波の危険から避難するために、浸水予想区域の外に定める場所をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等を整備する。
8	避難目標地点	津波の危険から回避するために、津波浸水予想区域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するための目標とする地点をいう。必ずしも指定避難場所とは一致しない。
9	津波避難タワー等	津波により浸水が予想され、指定避難場所や避難目標地点まで安全に避難することが困難なとき、一時的に緊急避難・退避することができる施設（津波避難タワー、津波避難ビル）で、市が指定するもの。
10	要配慮者	災害発生時に自力で必要な情報を得ることや、迅速かつ的確な行動を取ることが困難で、なんらかの介護・支援が必要な人（高齢者、障がい者、観光客、外国人、乳幼児、妊婦など）のこと。

※5、6を総称して「避難経路」、7、8、9を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

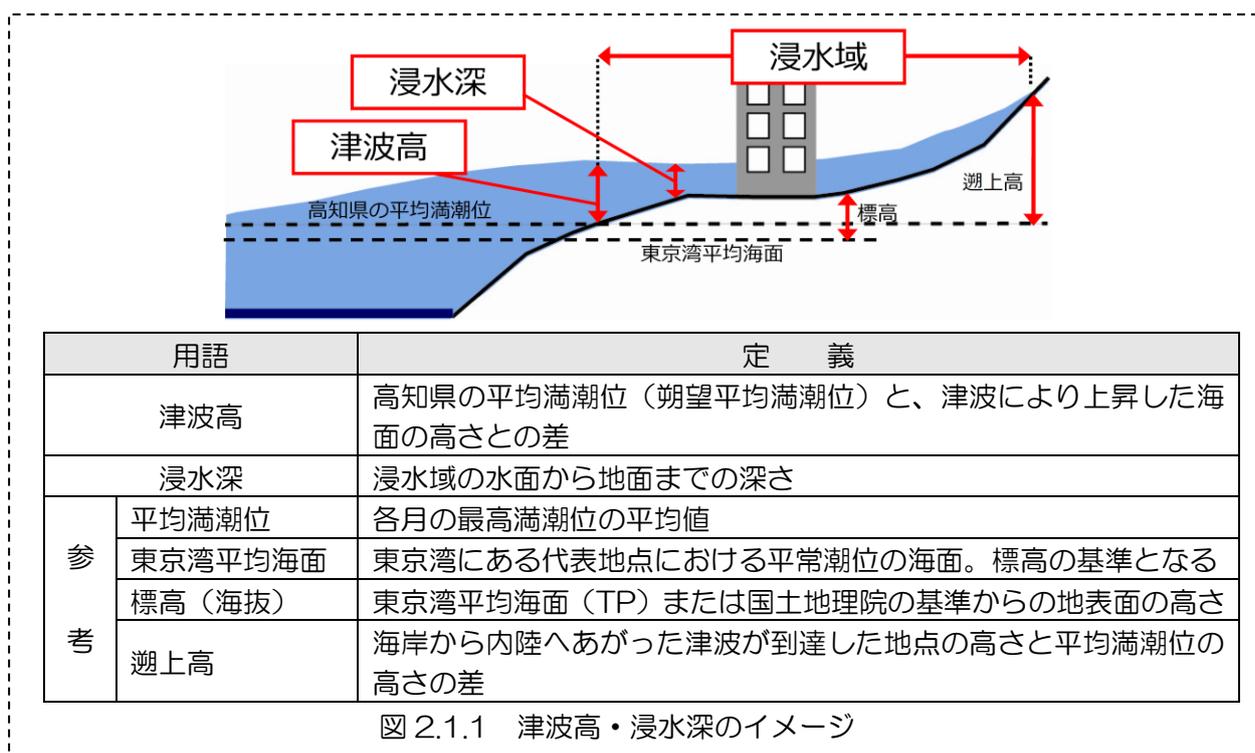
第1節 避難対象地域

- (1) 高知県が平成 24 年 12 月に公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」において、津波による浸水のため避難が必要と考えられる地区（図 2.1.2 参照）を避難対象地域として指定する（表 2.1.2 参照）。

表 2.1.1 南海トラフ巨大地震発生による震度分布・津波浸水予測（高知県：平成 24 年 12 月）

想定震度	南海トラフの巨大地震（内閣府中央防災会議モデル：平成 24 年 8 月）
地震規模	マグニチュード 9.1
予想震度	震度 7（土佐清水市）
津波予測における構造物の取扱	<p>【堤防】 土で築造された堤防は地震前の高さの 25%とする。また、津波が越流し始めた時点で「なし」とする。 コンクリート構造物は、地震により倒壊するとし、はじめから「なし」</p> <p>【防波堤】 地震により倒壊するとし、はじめから「なし」とする。</p> <p>【水門等】 施設が耐震化され、ゲートが自動降下対策済み、または常時閉鎖の施設は水門が閉まっているとする。これ以外は開条件とする。</p>
最大津波高※1	34m（土佐清水市）

※1 津波高とは、満潮時の平均海面高よりも津波により上昇する高さのこと



- (2) 平成24年12月に高知県が公表した津波浸水予測図では、一部地域のみ浸水すると予測されている地区であっても、想定を超える地震の発生する可能性はあり得ることから、一部地域のみ浸水する場合であっても、地区全体を避難対象地域として指定する。よって、下記一覧表の世帯数は、地域の全数を記載する。
- (3) 海外などの遠地で発生した津波に対しては、気象庁が想定する津波の高さ、沿岸地域の地盤高等を参考に、土佐清水市災害対策本部において避難対象地域を決定する。

表 2.1.2 避難対象地域一覧（平成30年3月31日現在）

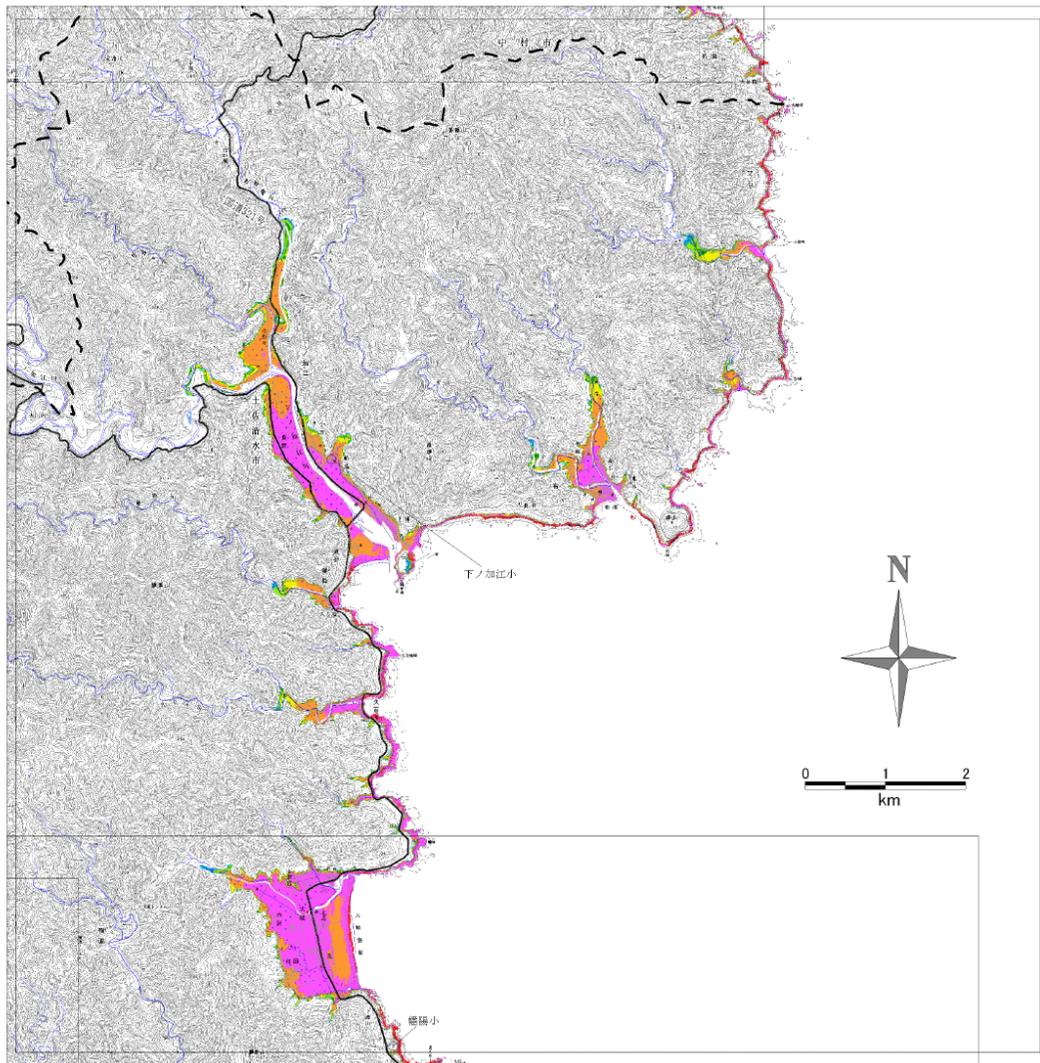
地区別	地区	世帯数	避難対象地域人口（人）		
			高齢者人口	高齢化率	
下ノ加江	立石	23	45	29	64.4%
	東谷	40	68	33	48.5%
	布郷	89	132	91	68.9%
	布浦	88	150	90	60.0%
	下浦	273	511	275	53.8%
	船場	50	115	47	40.9%
	小方	67	131	65	49.6%
	市野々	53	113	54	47.8%
	長野	66	132	47	35.6%
	鍵掛	39	67	42	62.7%
	久百々	40	65	43	66.2%
半島	大岐	175	313	152	48.6%
	以布利	398	648	342	52.8%
	窪津	232	439	236	53.8%
	足摺岬	296	571	318	55.7%
	松尾	222	361	222	61.5%
	大浜	128	210	147	70.0%
	中浜	291	550	315	57.3%
	浦尻	245	471	161	34.2%
	厚生町	24	49	15	30.6%
	加久見	237	476	192	40.3%
	養老	83	134	77	57.5%
	松崎	76	131	51	38.9%
	小江町(浜町・西町)	179	298	131	44.0%
	汐見町	280	504	191	37.9%
越前町	149	290	124	42.8%	

地区別	地区	世帯数	避難対象地域人口（人）		
			高齢者人口	高齢化率	
市街地	戎町	86	153	83	54.2%
	市場町	87	155	97	62.6%
	本町	90	169	85	50.3%
	栄町	130	257	105	40.9%
	寿町	76	149	69	46.3%
	幸町	91	163	71	43.6%
	天神町	114	213	88	41.3%
	中央町	69	120	58	48.3%
	元町	158	300	152	50.7%
	旭町	309	627	248	39.6%
	緑ヶ丘	132	245	107	43.7%
三崎	下益野	131	255	106	41.6%
	浜益野	32	50	35	70.0%
	三崎浦	230	429	200	46.6%
	下ノ段	134	266	117	44.0%
	平ノ段	79	134	78	58.2%
	竜串	119	218	91	41.7%
	爪白	57	104	57	54.8%
下川口	下川口郷	111	181	94	51.9%
	下川口浦	122	246	114	46.3%
	片粕	14	31	9	29.0%
	齒朶ノ浦	7	10	9	90.0%
	貝ノ川郷	40	70	33	47.1%
	貝ノ川浦	44	81	48	59.3%
	大津	49	66	44	66.7%
合計		6,354 (86.0%)	11,666 (84.3%)	5,688 (87.6%)	48.2%
市全体		7,385	13,844	6,490	46.9%

※合計の（ ）内の値は、市全体に対する割合

6-4 津波浸水予測図 土佐清水市（その1） 位置図（19）

9



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

最大浸水深 (m)

- 20.0 -
- 15.0 - 20.0
- 10.0 - 15.0
- 5.0 - 10.0
- 3.0 - 5.0
- 2.0 - 3.0
- 1.0 - 2.0
- 0.3 - 1.0
- 0.0 - 0.3

19

<避難すべき場所がわかります>

- ・津波による最大浸水域と浸水深です。
- ・**さらにもう一段高いところにすぐ上がれるような高台を目指して逃げましょう。近くに高台がない場合は、浸水深より高い建物や、津波避難タワーなどを避難場所として検討しましょう。**

その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
 その2「思いこみは禁物。想定にとられるな！」
 その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

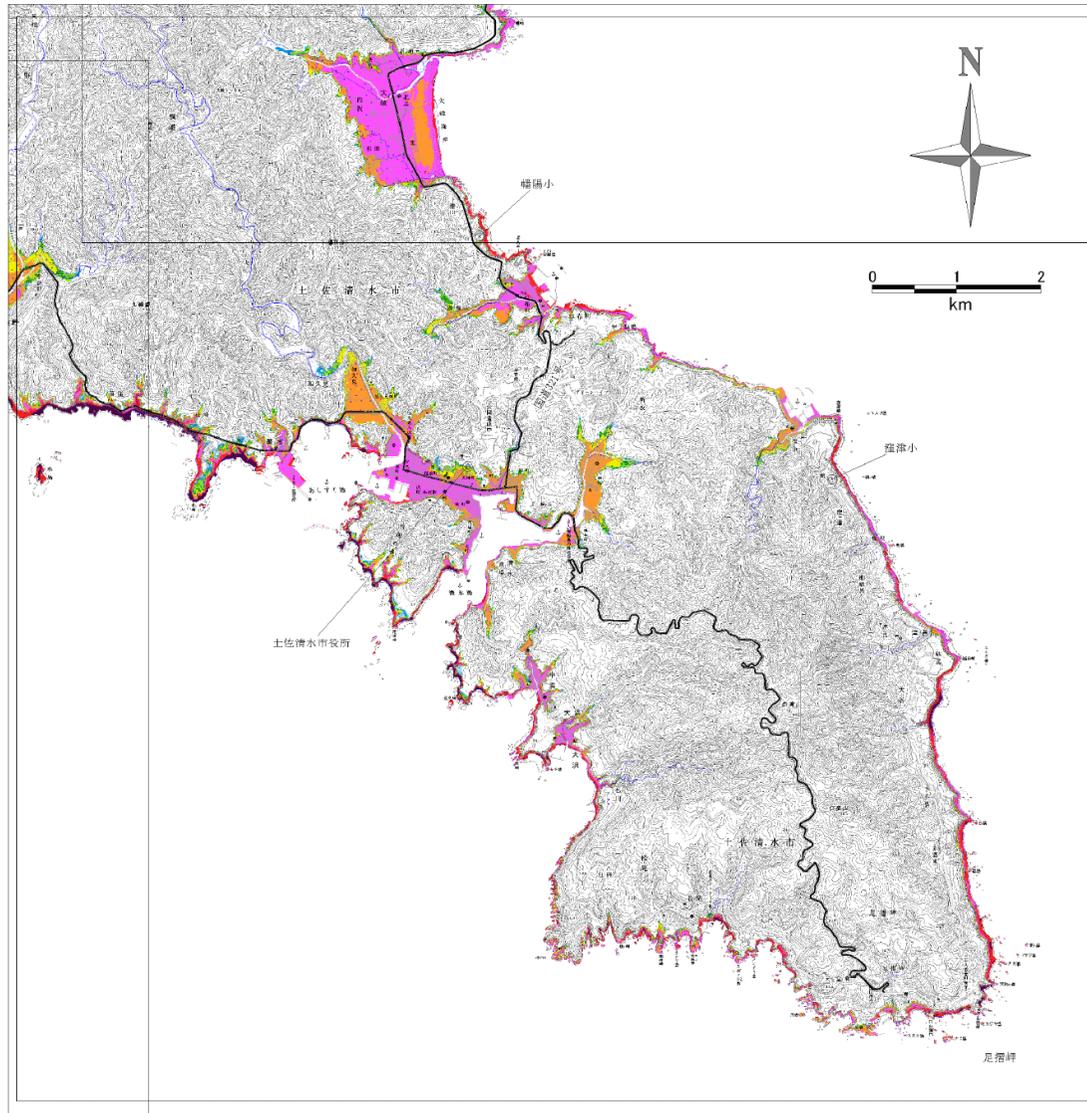
注意事項

- ・この図は、最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示しています。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。
- ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
- ※土で築造された堤防：地震後は2.5%の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響などにより、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

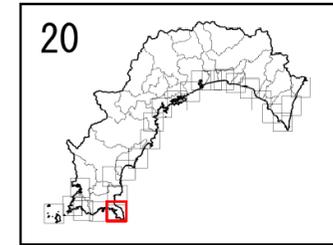
浸水深の目安

図 2.1.2 津波浸水予測図（高知県：平成 24 年 12 月）

6-4 津波浸水予測図 土佐清水市（その2） 位置図（20）



- 最大浸水深 (m)
- 20.0 -
 - 15.0 - 20.0
 - 10.0 - 15.0
 - 5.0 - 10.0
 - 3.0 - 5.0
 - 2.0 - 3.0
 - 1.0 - 2.0
 - 0.3 - 1.0
 - 0.0 - 0.3

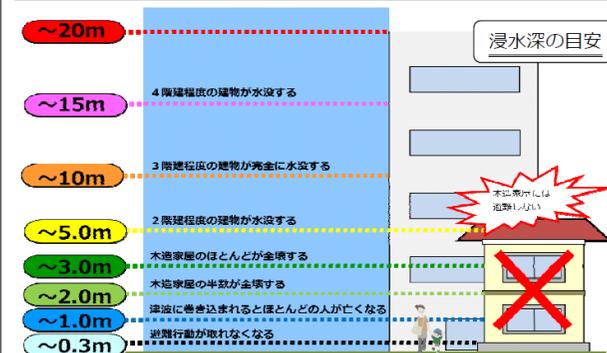


<避難すべき場所がわかります>

- ・津波による最大浸水域と浸水深です。
 - ・**さらにもう一段高いところにすぐになれるような高台を目指して逃げましょう。近くに高台がない場合は、浸水深より高い建物や、津波避難タワーなどを避難場所として検討しましょう。**
- その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
 その2「思いこみは禁物。想定にとられるな！」
 その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

注意事項

- ・この図は、最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示しています。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。
 ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
 ※土で築造された堤防：地震後は2.5%の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響などにより、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

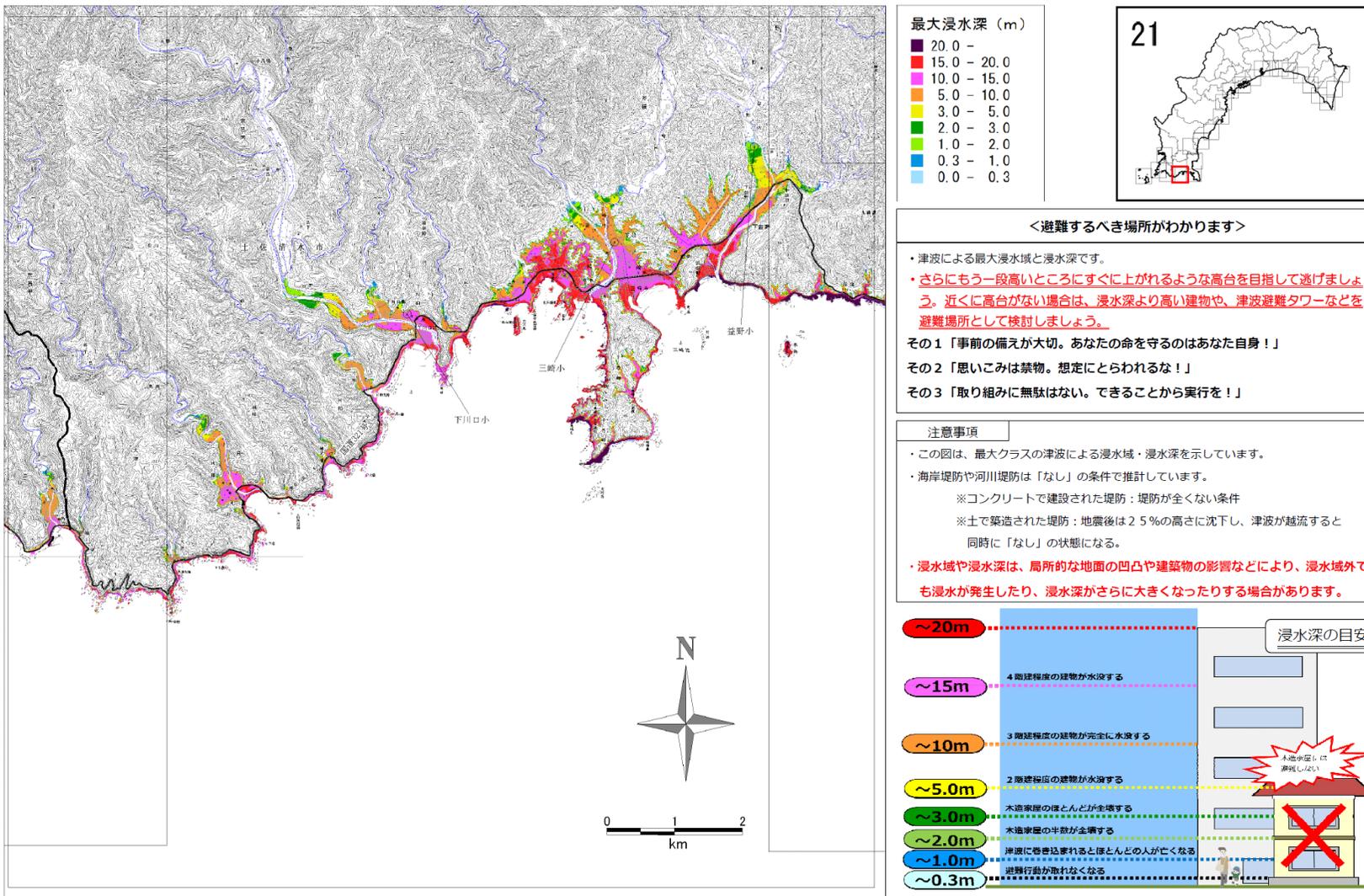


※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

図 2.1.3 津波浸水予測図（高知県：平成 24 年 12 月）

6-4 津波浸水予測図 土佐清水市（その3） 位置図（21）

8



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

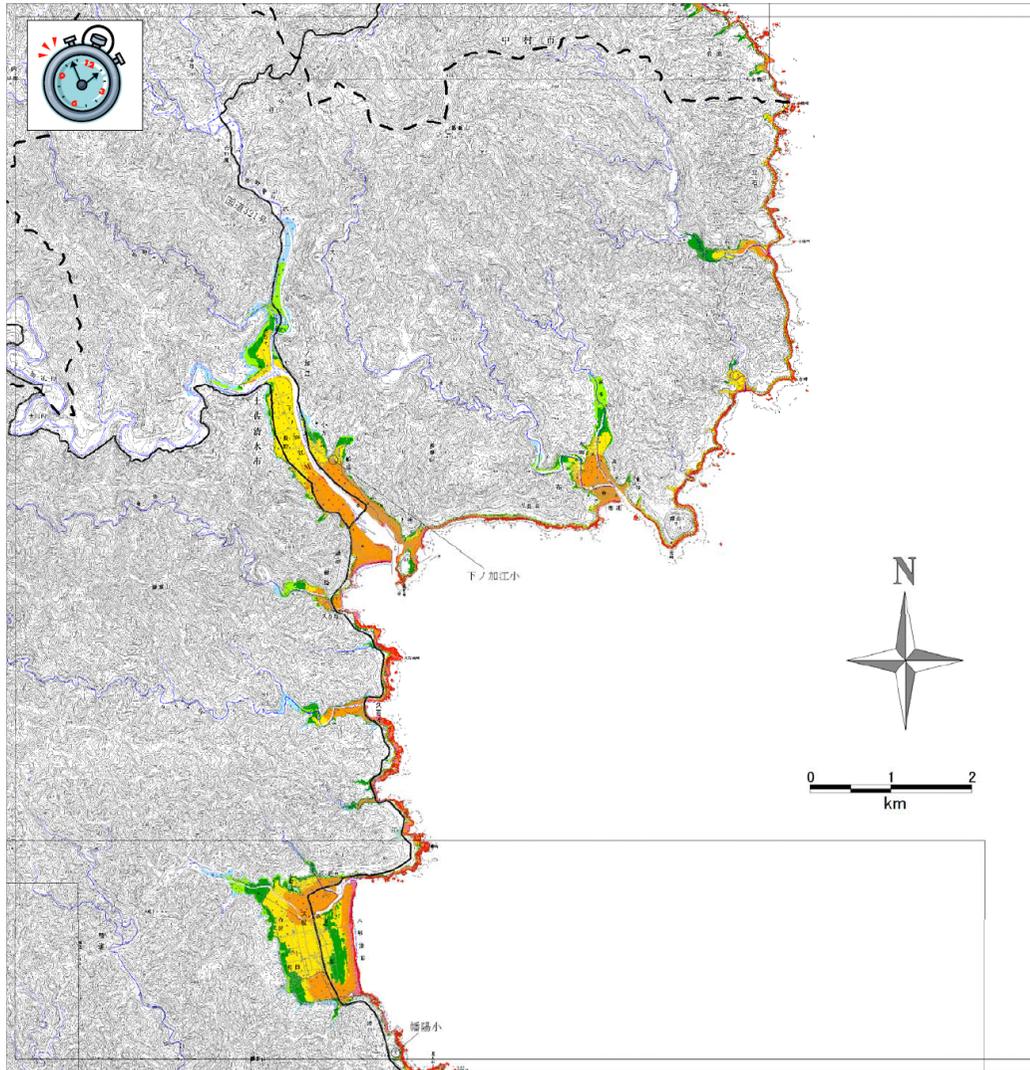
図 2.1.4 津波浸水予測図（高知県：平成 24 年 12 月）

第2節 津波浸水深及び津波到達時間

土佐清水市における津波浸水深及び津波到達時間は、平成 24 年 12 月に高知県が公表した津波浸水予測図（図 2.1.2～4 参照）、津波浸水予測時間図（図 2.2.1～3 参照）によるものとする。

※津波到達時間は地震の発生場所、規模等により予想時間よりも早く到達する可能性があるため、避難にあたっては津波到達時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

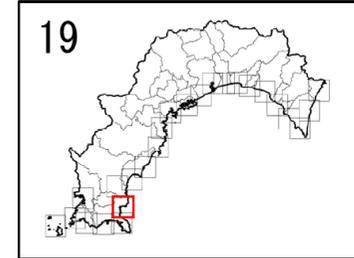
6-3 津波浸水予測時間図 土佐清水市（その1） 位置図（19）



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

到達時間（分）

60 -
40 - 60
30 - 40
20 - 30
10 - 20
5 - 10
0 - 5



<足を取られて動けなくなる高さの津波がやってくる時間が分かります>

- この図は足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を示しています。
- 津波が来る前に水が入ってくる地域もあります。お住まいの地域がどれくらいの時間で浸かるのかを確認しましょう。
- ただし、揺れにより倒壊した家屋で津波の方向が変わったり、道路を津波が「走る」ことで、この図で示した時間より早く到達する可能性があります。
- 繰り返しになりますが、津波が来る可能性がある沿岸域にお住まいの方は、**動けるくらいの揺れになったらすぐに避難をしましょう。**

その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」
 その2「思いこみは禁物。想定にとられるな！」
 その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

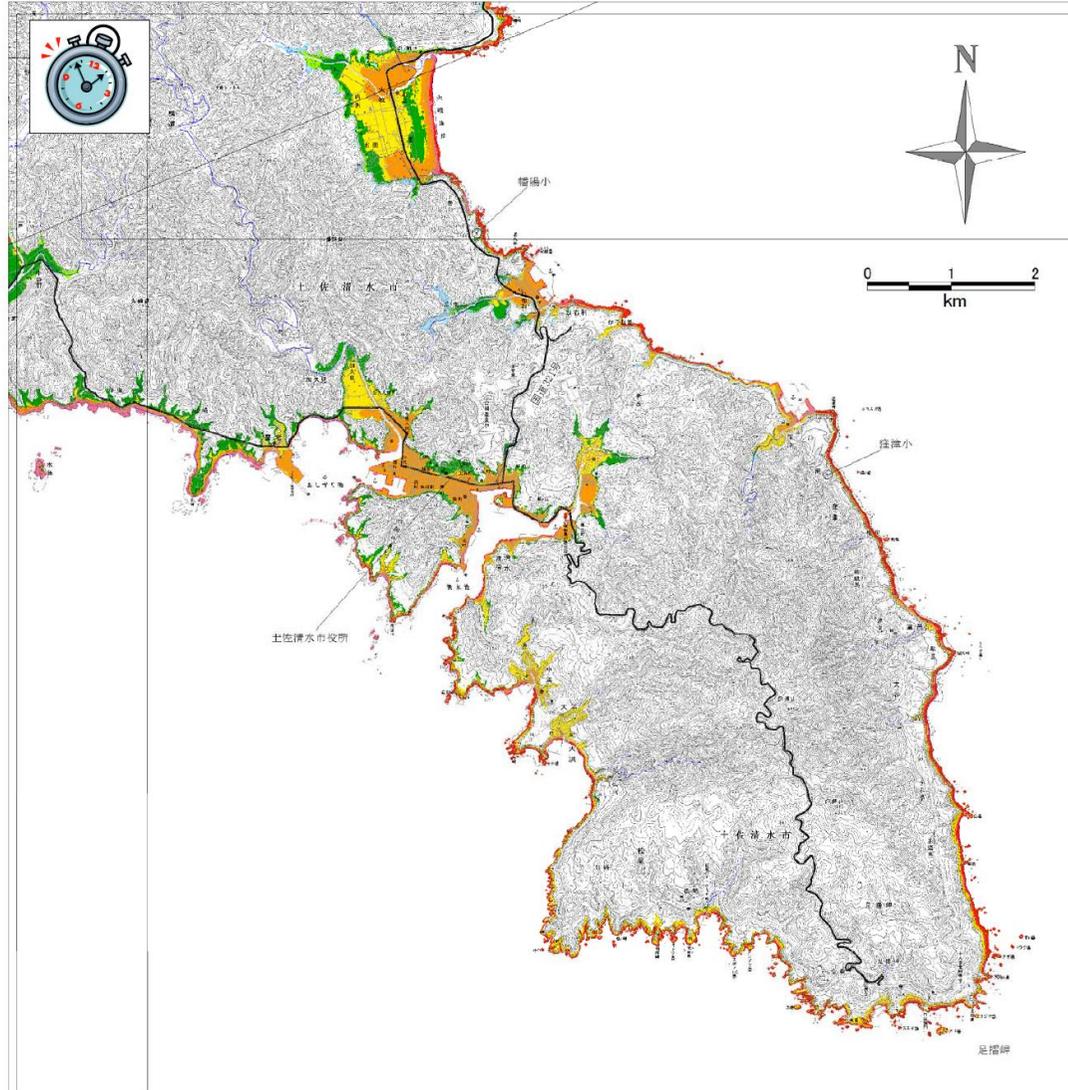
注意事項

- 津波浸水予測時間は建物状況等によって、変化します。
- この図は、最大クラスの津波による浸水予測時間を示しています。
- 海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。
 ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
 ※土で築造された堤防：地震後は25%の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。



図 2.2.1 津波浸水予測時間図（高知県：平成 24 年 12 月）

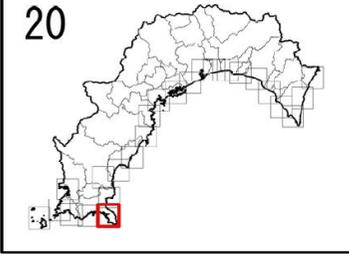
6-3 津波浸水予測時間図 土佐清水市（その2） 位置図（20）



到達時間（分）

- 60 -
- 40 - 60
- 30 - 40
- 20 - 30
- 10 - 20
- 5 - 10
- 0 - 5

20



＜足を取られて動けなくなる高さの津波がやってくる時間が分かります＞

- ・この図は足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深 30cm）がやってくる時間を示しています。
- ・津波が来る前に水が入ってくる地域もあります。お住まいの地域がどれくらいの時間で浸かるのかを確認しましょう。
- ・ただし、揺れにより倒壊した家屋で津波の方向が変わったり、道路を津波が「走る」ことで、この図で示した時間より早く到達する可能性があります。
- ・繰り返しになりますが、津波が来る可能性がある沿岸域にお住まいの方は、**動けるくらいの揺れになったらすぐに避難をしましょう。**

その1「事前の備えが大切。あなたの命を守るのはあなた自身！」

その2「思いこみは禁物。想定にとられるな！」

その3「取り組みに無駄はない。できることから実行を！」

注意事項

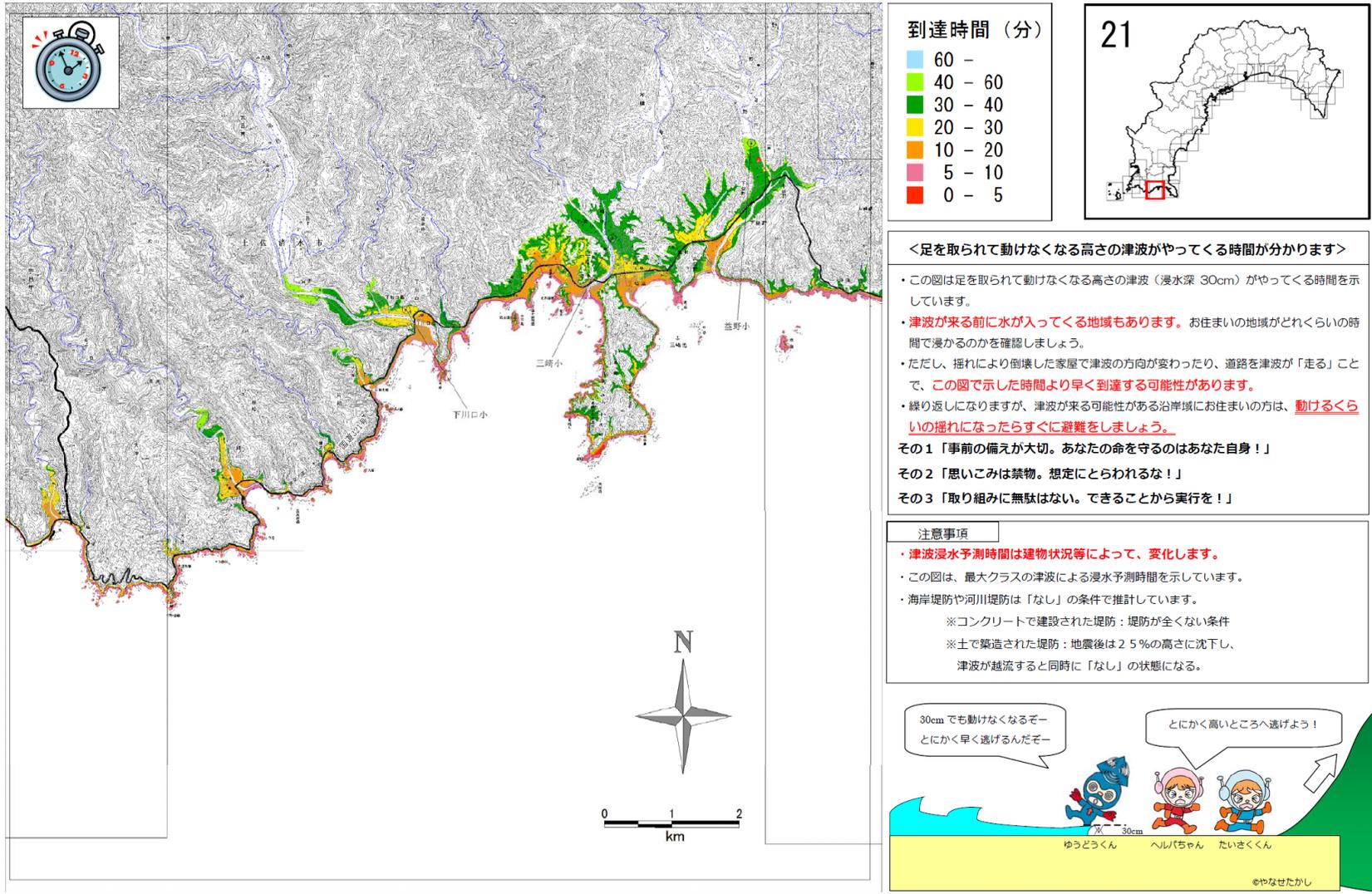
- ・津波浸水予測時間は建物状況等によって、変化します。
- ・この図は、最大クラスの津波による浸水予測時間を示しています。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。
 - ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件
 - ※土で築造された堤防：地震後は2.5%の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

図 2.2.2 津波浸水予測時間図（高知県：平成 24 年 12 月）

6-3 津波浸水予測時間図 土佐清水市（その3） 位置図（21）



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

図 2.2.3 津波浸水予測時間図（高知県：平成 24 年 12 月）

第3節 避難路・避難経路

避難路とは、それぞれの地域の避難先に行くために多くの住民にとって必要不可欠だと考えられる路線の中から市が指定するものであり、避難経路とは、自主防災組織、住民等が設定するものである。

避難路・避難経路については、安全かつ迅速に避難できるように、照明（ソーラー）、階段・急傾斜区間への手すり、避難場所までの案内標識などを整備する。

なお、避難経路は次の点に留意し、指定・設定する。

- (1) かけ崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が充分であること。
- (2) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (3) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- (4) 避難経路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するよう指定・設定すること。

第4節 避難所

避難場所とは、津波の危険から避難するために、浸水予想区域の外に定める場所をいう。市が指定するもので、自助・共助により情報機器、非常食料、毛布等を整備・備蓄する。

なお、避難所は次の点に留意し、指定・設定する。

- (1) 原則として避難対象地域から外れていること。
- (2) 原則として耐震性が確保されている建物を指定する。
- (3) 周辺に山・かけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所が可能な限りないこと。
- (4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考慮し、更に避難できる場所があること。
- (5) 避難者1人あたり十分なスペースが確保されていること。（1人あたり2平方メートル以上を確保するように努める）

第5節 緊急避難場所

緊急避難場所は、住民との協議を行ったうえ、次の点に留意し指定する。

- (1) 予想される浸水深よりも高い場所であること。
- (2) 可能なかぎり危険箇所が少ない安全な場所であること。
- (3) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考慮し、更に高い所へ避難できる場所であること。

なお、緊急避難場所に必要な物資等の整備や緊急避難場所の管理は、自主防災組織等地域住民が行う。

表 2.5.1 緊急避難場所一覧

地区別	地区名	避難場所	備考
下ノ加江	立石	大久保の上	
		山の神の上の高台	
		八幡宮	
		墓地	
	東谷	高手神社の上	
		東谷第3団地（市営住宅）の公園	
		智円寺上の市道	
		東谷共同作業所	
	布郷	沖操宅の上	
		西光寺の上	
		橋不二男宅庭	
		熊井義行宅裏山	
		山脇雪春宅裏山	
		天満宮	
		高嶽山の上	
		横山誠宅前の山	
	布浦	西光寺の上	
		天満宮	
		三次郎谷	
		墓地下	
	下浦	橋不二男宅庭	
		下ノ加江市民センター裏山	
		カルト谷	
	船場	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	
		下ノ加江市民センター裏山	
		小山	
		上若宮宮	
		下若宮宮	

地区別	地区名	避難場所	備考
半島	小方	お墓	ソガ神社
		下ノ加江保育園の上	
		旧坂本医院の上（安田宅裏山）	
		薬師寺	
		橋本幸三宅上	
	市野々	観音山	
		小川（コガ）	
		下地区急傾上	
		ナカマエ	
		集会所裏山	
		安田實・安田資招宅裏山	
	長野	鍵掛防災倉庫	
		お墓	
		お墓の上	
		観音さん	
		摺木谷急傾上	
		馬路上水タンク	
		八坂神社	
	木下宅倉庫上		
	鍵掛	鍵掛集会所	
	久百々	パイロット	
		お墓	
		水槽	新水槽タンク設置予定場所
		久百々防災倉庫	
	大岐	東ノ段	
		念西寺の上	
		白皇神社	
		すみだ	
		西ノ段	
		垣坪神社の上	
		大岐津波避難タワー	
		内沢	
	以布利	土佐清水市消防署	
		橋田宅裏	
		障害者支援施設 太陽の家 障害者福祉サービス事業所 たいよう	
		旧三鉦生コン跡	
		上ダバ	
		甚太谷口	
		特別養護老人ホーム しおさい	

地区別	地区名	避難場所	備考
		金刀比羅宮	
		ハナダバ	
		西松	
		以布利ダム管理事務所	
		加久見広畑線	
	窪津	お宮	
		まるやま	
		たかせの裏山	
		火び消し	
		海蔵院	
		弘瀬の上	
		尾川の上	
		上駄馬	
	足摺岬	仁淀建設駐車場	
		足摺岬小学校	
		旧足摺岬保育園	
		金剛福寺駐車場	
		山田稲男広場	
		市営東駐車場	
		千崎広場	
		堂ヶ森	
		診療所西駐車場	
		灘公園	
		松尾	旧松尾小学校
	サニーサイドホテル入口		足摺岬の避難場所
	吉福邸前駐車場		
	山下商店前		
	若宮神社前		
	中川豆腐店前		
	中村雄二宅跡		
	田中木工所		
	萩本駐車場		
	旧松尾保育園庭		
	田中花恵宅跡		
天満宮			
山下亭前			
大浜	県道四十代		
	ドウショウ坂		
	寺上		
	ウエノコ		

地区別	地区名	避難場所	備考
		ヒビケシ山	
		長崎（１）	
		長崎（２）	
	中浜	岡駄場	
		旧中浜保育園	
		黒石	
		山崎	
		芝の内駄場	
		小森	
		西の駄場	
		トウバイ	
		中浜小学校	
		浦尻	二ツチ山
	浦尻公会堂の上畑		
	以布利谷		
	上原吾一宅裏山		
	中平公文宅上の山		
	八坂神社		
	厚生町		スカイライン上
		土佐清水市斎場	
	加久見	足摺環境衛生入口	
		宮本建設裏山	
		清水高校裏山	
		水槽タンク	
		馬路	
		潮江山	
		宝山	
		ミヤノコ	
		城山	
		加久見防災倉庫	
	養老	旧養老小学校・あんきな家	
		55人組	
		中の駄場	
	松崎	天崎神社の上	
		木のくじら	
		西村正宅の上	落窪
		榎	
		山下宅庭	
		墓地	
		木下	

地区別	地区名	避難場所	備考	
	小江町・浜町・ 西町・汐見町・ 越前町	旧養老小学校・あんきな家		
		社会福祉協議会（避難ビル）		
		パールビル（避難ビル）		
		西牧山	清水保育所前	
		金比羅山		
		つつじヶ丘公園		
		墓地下		
		清水小学校		
市街地	市街地地区	恵比須神社の上		
		尾浦		
		地藏谷		
		第一避難所		
		播磨水産の奥		
		琴平宮		
		墓地駐車場		
		宮口宅付近		
		墓地下		
		市役所上		
		社会福祉センター（避難ビル）		
		清水小学校（避難ビル）		
		NTT 西日本土佐清水電話交換所（避難ビル）		
		市役所上		
		清水ヶ丘		
		寺山		
		蓮光寺		
		都計		
		旭ヶ丘		
		水呉		
	鹿島ヶ丘			
	緑ヶ丘	畑	畑	
			市営住宅付近	
市営住宅跡地				
三崎	下益野	西光寺		
		川島さん宅空地		
		天満宮		
	浜益野	倉松信雄宅裏山		
	三崎浦	市営住宅	道の駅めじかの里上	
		桜山		

地区別	地区名	避難場所	備考
		五代地南	
		五代地北	
		市民センター裏山	
	下ノ段	天満宮裏山	
		荒神山	
		五代地北	
	平ノ段	オレンジ園	ホテルオレンジのミカン園
		平ノ段区長場	
		天皇神社上	
		日吉神社	
	竜串	オレンジ園	ホテルオレンジのミカン園
		千尋入り口	
		稗田	
		海のギャラリー裏山	観光客用
		千尋岬入り口	観光客用
		鎌田	
	爪白	榎田	モビレージ
		仲間屋敷	
		サコ畑	
	下川口	下川口郷	横吹峠
天満宮横			
経塚さん			
忠魂墓地			
天満宮上			
下川口浦		横吹峠	
		春日神社	
片粕		垣の内谷川堰堤	
		片粕集会所上	
齒朶ノ浦		裏山西	
		裏山東	
貝ノ川郷		梶ヶ谷	
		西平山	
		中村屋敷	
		タビラ	
		ボウの山中	
		ボウの山①	
		ボウの山②	
貝ノ川浦		お墓東	
		恵比寿神社	

地区別	地区名	避難場所	備考
		一本松	
		港山の上	
		那須裏山	
	大津	道路のハナ	
		観音様	叶崎灯台休憩所上
		宮本台枝宅	
		山下君子宅裏山（アサビラキ）	
		新谷賢二宅裏山	

第6節 津波避難タワー等

津波避難タワーとは、津波による被害が想定される地域の中で、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される地域において、緊急的に一時避難する場所として活用する施設である。

土佐清水市が指定予定の津波避難タワーは以下のとおりである。

表 2.6.1 津波避難タワー一覧

地区別	地区	タワー名称	収容人員 (0.5 m ² /人)	高さ (最上階) T.P	設置 年度	備考
半島	大岐	大岐地区 津波避難タワー	300	19m	H27	備蓄倉庫 太陽光発電式夜間灯等

第7節 避難困難地域

避難困難地域とは、津波来襲時に安全な場所まで避難することが困難な地域であり、今後の防災対策（避難場所設置、避難路整備、避難ビルの指定、浸水の軽減など）の中で、特に重要な地域となる。

土佐清水市では、国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」に基づき、土佐清水市における避難困難地域の設定を行った。同ガイドラインでは、避難困難地域の設定方法について、下図のような概念図を示している。



出典：津波避難ビル等に係るガイドライン

図 2.7.1 避難困難地域設定の概念図

土佐清水市における避難困難地域は、以下の手法で設定するとともに、設定された避難困難地域に対しては、津波避難ビルの指定や津波避難タワーの建設など避難方法の検討を行う。

2-7-1 避難困難地域の抽出方法

地震発生から津波到達予測時間までの時間内において、避難行動が可能な時間で移動可能な距離を避難可能距離とし、現時点での避難目標地点（避難場所、避難タワーなど）に避難可能な範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

2-7-2 津波到達予測時間の設定

高知県が平成 24 年 12 月に公表した、浸水深 30cm の津波到達予測時間は、面的な津波到達予測時間図となっている。そのため、地区毎に最短となる津波到達予測時間を設定した。以下に設定した各地区の津波到達予測時間を示す。

表 2.7.1 津波到達予測時間設定一覧

地区別	地区番号	地区	30 cm津波到達予想時間(分)
下ノ加江	1	立石	28
	2	東谷	12
	3	布郷	14
	4	布浦	8
	5	下浦	10
	6	船場	13
	7	小方	19
	8	市野々	28
	9	長野	13
	10	鍵掛	15
	11	久百々	13
半島	12	大岐	16
	13	以布利	12
	14	窪津	10
	15	足摺岬	22
	16	松尾	8
	17	大浜	18
	18	中浜	14
	19	浦尻	11
	20	厚生町	14
	21	加久見	12
	22	養老	12
	23	松崎	18
	24	小江町（浜町・西町）	9
	25	汐見町	14
	26	越前町	17
市街地	27	戎町	9
	28	市場町	12
	29	本町	9
	30	栄町	12
	31	寿町	16

地区別	地区 番号	地区	30 cm津波到達予想時間 (分)
	32	幸町	18
	33	天神町	14
	34	中央町	11
	35	元町	11
	36	緑ヶ丘	12
	37	旭町	13
	三崎	38	下益野
39		浜益野	14
40		三崎浦	15
41		下ノ段	22
42		平ノ段	18
43		竜串	17
44		爪白	16
下川口	45	下川口郷	19
	46	下川口浦	15
	47	片粕	15
	48	齒朶ノ浦	27
	49	貝ノ川郷	19
	50	貝ノ川浦	9
	51	大津	25

津波到達予測時間出典：【高知県版第二弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測

※30 cm津波到達予測時間の計測位置は、居住地付近で最も到達時間の早くなった位置

2-7-3 避難可能距離の算出

(1) 避難可能時間の算出

地震発生後、土佐清水市において津波が到達するまでに避難するために使用できる時間（避難可能時間）を 津波到達時間－5分 と設定した。以下にその根拠を示す。

【根 拠】

内閣府が平成 24 年 8 月に公表した資料では、市民の避難開始時間は、地震後すぐに避難する場合でも、発災 5 分後と設定されている。

そのため、避難可能時間は 津波到達時間－5分 とする。

表 2.7.2 避難可能時間設定一覧

地区別	地区 番号	地区	30 cm津波到達 予想時間（分）	避難可能時間 （分）
下ノ加江	1	立石	28	23
	2	東谷	12	7
	3	布郷	14	9
	4	布浦	8	3
	5	下浦	10	5
	6	船場	13	8
	7	小方	19	14
	8	市野々	28	23
	9	長野	13	8
	10	鍵掛	15	10
	11	久百々	13	8
半島	12	大岐	16	11
	13	以布利	12	7
	14	窪津	10	5
	15	足摺岬	22	17
	16	松尾	8	3
	17	大浜	18	13
	18	中浜	14	9
	19	浦尻	11	6
	20	厚生町	14	9
	21	加久見	12	7
	22	養老	12	7
	23	松崎	18	13
	24	小江町（浜町・西町）	9	4
	25	汐見町	14	9
	26	越前町	17	12
市街地	27	戎町	9	4
	28	市場町	12	7
	29	本町	9	4
	30	栄町	12	7
	31	寿町	16	11
	32	幸町	18	13

地区別	地区 番号	地区	30 cm津波到達 予想時間（分）	避難可能時間 （分）
	33	天神町	14	9
	34	中央町	11	6
	35	元町	11	6
	36	緑ヶ丘	12	7
	37	旭町	13	8
三崎	38	下益野	29	24
	39	浜益野	14	9
	40	三崎浦	15	10
	41	下ノ段	22	17
	42	平ノ段	18	13
	43	竜串	17	12
	44	爪白	16	11
下川口	45	下川口郷	19	14
	46	下川口浦	15	10
	47	片粕	15	10
	48	齒朶ノ浦	27	22
	49	貝ノ川郷	19	14
	50	貝ノ川浦	9	4
	51	大津	25	20

津波到達予測時間出典：【高知県版第二弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測

(2) 避難可能距離の算出

避難可能距離は以下のとおり設定

健常者：各地区の避難可能時間×0.736m/s

要援護者：各地区の避難可能時間×0.368m/s

地震発生後、津波が到達するまでに歩行により避難できる距離（避難可能距離）について、以下にその根拠を示すとともに、下表に算出結果を示す。

【根拠】

内閣府が平成24年8月に公表した資料では、健常者が避難する場合の速度（避難速度）を東日本大震災の実績を基に算出した2.65km/h（0.736m/s）と設定している。

そのため、健常者の避難可能距離は 各地区の避難可能時間×0.736m/s となる。

なお、要配慮者の避難速度は未設定のため、健常者の半分（0.368m/s）として設定した。

表 2.7.3 避難可能距離設定一覧

地区別	地区番号	地区	避難可能時間 (分)	避難可能距離 (m)	
				健常者	要配慮者
下ノ加江	1	立石	23	1,015.8	507.9
	2	東谷	7	309.2	154.6
	3	布郷	9	397.5	198.8
	4	布浦	3	132.5	66.3
	5	下浦	5	220.8	110.4
	6	船場	8	353.3	176.7
	7	小方	14	618.3	309.2
	8	市野々	23	1,015.8	507.9
	9	長野	8	353.3	176.7
	10	鍵掛	10	441.7	220.8
	11	久百々	8	353.3	176.7
半島	12	大岐	11	485.8	242.9
	13	以布利	7	309.2	154.6
	14	窪津	5	220.8	110.4
	15	足摺岬	17	750.8	375.4
	16	松尾	3	132.5	66.3
	17	大浜	13	574.2	287.1
	18	中浜	9	397.5	198.8
	19	浦尻	6	265.0	132.5
	20	厚生町	9	397.5	198.8
	21	加久見	7	309.2	154.6
	22	養老	7	309.2	154.6
	23	松崎	13	574.2	287.1
	24	小江町(浜町・西町)	4	176.7	88.3
	25	汐見町	9	397.5	198.8
	26	越前町	12	530.0	265.0
市街地	27	戎町	4	176.7	88.3

地区別	地区 番号	地区	避難可能時間 (分)	避難可能距離 (m)	
				健常者	要配慮者
	28	市場町	7	309.2	154.6
	29	本町	4	176.7	88.3
	30	栄町	7	309.2	154.6
	31	寿町	11	485.8	242.9
	32	幸町	13	574.2	287.1
	33	天神町	9	397.5	198.8
	34	中央町	6	265.0	132.5
	35	元町	6	265.0	132.5
	36	緑ヶ丘	7	309.2	154.6
	37	旭町	8	353.3	176.7
三崎	38	下益野	24	1,060.0	530.0
	39	浜益野	9	397.5	198.8
	40	三崎浦	10	441.7	220.8
	41	下ノ段	17	750.8	375.4
	42	平ノ段	13	574.2	287.1
	43	竜串	12	530.0	265.0
	44	爪白	11	485.8	242.9
下川口	45	下川口郷	14	618.3	309.2
	46	下川口浦	10	441.7	220.8
	47	片粕	10	441.7	220.8
	48	齒朶ノ浦	22	971.7	485.8
	49	貝ノ川郷	14	618.3	309.2
	50	貝ノ川浦	4	176.7	88.3
	51	大津	20	883.3	441.7

(3) 避難困難地域の抽出

これまでの検討結果を基に、各地区での避難困難地域を抽出した。
結果として健常者に関する避難困難区域は発生しなかった。

表 2.7.4 避難困難地域抽出結果一覧

地区別	地区番号	地区	避難困難区域
下ノ加江	1	立石	なし
	2	東谷	なし
	3	布郷	なし
	4	布浦	なし
	5	下浦	なし
	6	船場	なし
	7	小方	なし
	8	市野々	なし
	9	長野	なし
	10	鍵掛	なし
	11	久百々	なし
半島	12	大岐	なし
	13	以布利	なし
	14	窪津	なし
	15	足摺岬	なし
	16	松尾	なし
	17	大浜	なし
	18	中浜	なし
	19	浦尻	なし
	20	厚生町	なし
	21	加久見	なし
	22	養老	なし
	23	松崎	なし
	24	小江町(浜町・西町)	なし
	25	汐見町	なし
26	越前町	なし	
市街地	27	戎町	なし
	28	市場町	なし
	29	本町	なし
	30	栄町	なし
	31	寿町	なし
	32	幸町	なし
	33	天神町	なし
	34	中央町	なし
	35	元町	なし
	36	緑ヶ丘	なし
	37	旭町	なし
三崎	38	下益野	なし
	39	浜益野	なし
	40	三崎浦	なし

地区別	地区 番号	地区	避難困難区域
	41	下ノ段	なし
	42	平ノ段	なし
	43	竜串	なし
	44	爪白	なし
下川口	45	下川口郷	なし
	46	下川口浦	なし
	47	片粕	なし
	48	齒朶ノ浦	なし
	49	貝ノ川郷	なし
	50	貝ノ川浦	なし
	51	大津	なし

第3章 津波発生時の避難行動

第1節 地震・津波情報の収集

地震・津波情報については、報道機関がラジオ、テレビ等により報道する情報を収集するとともに、土佐清水市が放送する防災行政無線や消防用無線放送等から情報を収集する。

第2節 避難行動開始の時期

地震が発生した場合の避難行動開始の時期は次のとおりとする。

表3.2.1 避難行動開始時期

避難行動開始の時期	発生した事象
直ちに避難	<ul style="list-style-type: none">・ 大津波警報や津波警報が発令された場合・ 避難勧告、避難指示が出された場合・ 強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた場合
状況に応じて避難	<ul style="list-style-type: none">・ 津波注意報が発令された場合

第3節 地震発生後の避難行動

避難は原則徒歩によるものとする。

避難場所や避難目標地点までの距離が相当ある場合や、要配慮者の円滑な避難が困難な場合であっても、自動車による避難を基本的には行わない。

なお、避難に自動車を利用した場合でも、渋滞や交通事故の恐れや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れの高い地域においては、自主防災組織を中心に実情に応じた自動車による避難方法をあらかじめ検討することが必要である。

【自動車での避難方法検討内容例】

■避難対象者の抽出

- ・ 要配慮者、避難困難区域居住者、徒歩での避難が時間的に困難となった人 など

■避難可能な避難場所の抽出

- ・ 駐車スペースの有無、接続する避難路の幅員 など

■避難時ルールの設定

- ・ 道路に駐車する場合、最初に到着した車は後続の車に配慮し、避難所から少し離れた場所に駐車する
- ・ 車の鍵は付けたままにする など

■自動車避難が困難となった場合（家屋倒壊等による避難路の封鎖など）の対応

第4節 事前準備

3-4-1 避難場所・避難路の確認と家族全員での情報共有

自宅在宅時や日中所在する場所から地震発生時に利用する避難場所や避難路を確認するために、土佐清水市が配布する「津波ハザードマップ」活用するとともに、自宅や日中所在する場所に「津波ハザードマップ」を貼っておく。それにより、地震発生時に迅速に避難場所に向かうことが可能となる。

また、家族の避難場所を家族全員で共有することで、避難時に家族が離散しても、避難場所を把握することが可能となる。

3-4-2 非常持出袋の準備

津波は5、6時間から半日程度は繰り返し大きな津波が襲来する。その場合、地区が孤立し、行政の援助が長期間届かないことが想定される。その時に備え、地区住民は最低でも3日分（可能であれば1週間分以上）の飲料水と食料を備蓄することをお願いしたい。また、それに合わせて携帯ラジオ、懐中電灯、防寒具、常備薬等を非常持出袋に入れ、常に持ちだせる場所に保管しておく。

第4章 職員の初動体制

第1節 職員の連絡・参集体制

津波が発生した場合もしくは津波が発生する恐れがある地震が発生した場合の連絡・参集体制は「土佐清水市地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）」に定めるもののほか、次によるものとする。

4-1-1 配備基準

職員（消防団を含む）の配備基準は次のとおりとする。

表 4.1.1 配備基準

配備体制	配備基準	配備体制
震災・警戒配備	大阪管区气象台(気象庁発表もある)から、高知県を対象に津波注意報が発表されたとき	警戒体制配備職員
震災・第1配備	高知県西部で、震度4以上の地震が発生したとき または、高知県に津波警報が発表されたとき	災害対策本部・本部会議員 災害関係部署の職員
震災・第3配備	高知県西部で、震度5弱以上の地震が発生したとき または、高知地方气象台の発表にかかわらず、市域に地震による重大な被害が発生したとき	全職員

4-1-2 職員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2節 地震・津波に関する情報の収集

4-2-1 情報の収集・伝達方法

情報の収集・伝達における各防災機関の役割並びに地震・津波や被害状況等の収集・伝達については次のとおりを基本として、災害の広域性及び地域の孤立など地震災害の特性を踏まえて、今後具体化を図り、見直していくものとする。

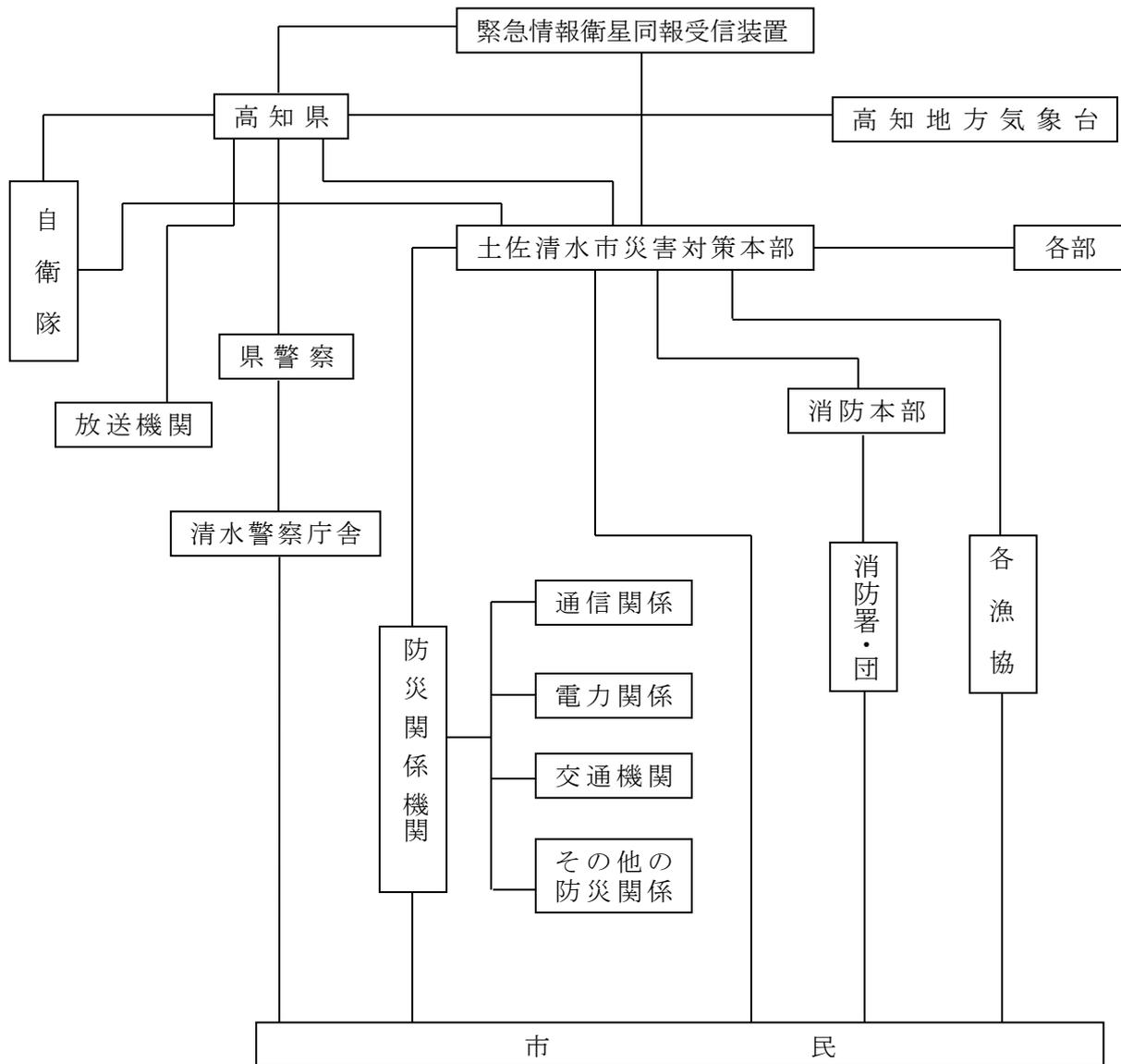


図 4.2.1 地震災害時の情報の受伝達系統

4-2-2 情報の収集・伝達における役割

- ・市、土佐清水海上保安署は津波予報の情報を入手した場合、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するため広報を行うように努めることとする。
- ・土佐清水海上保安署は、在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、無線機、拡声器、たれ幕等により周知する。
- ・土佐清水海上保安署は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
- ・市、土佐清水海上保安署は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとする。

4-2-3 津波に関する情報の入手及び伝達について

高知県は、高知地方気象台から津波情報等を入手し、市は、県より防災行政無線等を通じて、津波情報等を入手するものとする。

土佐清水市は、入手した津波情報等を同報無線等を通じ、住民に対し、速やかに伝達するものとする。

なお、気象庁等から収集する津波予報・津波情報は次のとおりとする。

表 4.2.1 気象庁等から収集する津波予報・津波情報

種 類	内 容
津波警報・津波注意報	津波の発生がある場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報（津波注意）が発表される。
津波予報	津波警報、津波注意報の基準に満たない津波の予報が発表される。具体には、0.2m 未満の海面変動の予想や、海面変動の継続について発表される。
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

また、気象庁等から発表される津波警報・注意報の種類及び解説は次のとおりである。

表 4.2.2 津波警報・注意報の種類及び解説（平成 25 年 3 月 7 日変更）

警報・注意報 の分類	発表される津波高		津波観測情報の内容と表現	
	数値表現	定性的表現	第 1 波	最大波（数値発表基準）
大津波警報	10m超 10m 5m	巨大	<ul style="list-style-type: none"> •到達時刻 •押し引き 	観測値>1m （基準に満たない場合は「観測中」で発表）
津波警報	3m	高い		観測値≥0.2m （基準に満たない場合は「観測中」で発表）
津波注意報	1 m	（表記しない）		全て数値で発表 （ごく小さい場合は「微弱」）

4-2-4 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

4-2-5 連絡の途絶

通信の途絶、交通の障害等により、市長と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、副市長、企画財政課長、総務課長の順により、対応するものとする。

第3節 被害情報の収集

被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において、必要な情報を適時、適切に収集し、災害応急対策に活用する。

① 職員の参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努める。

② 初動（緊急対応）期の情報収集

地震発生直後において時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大防止措置を実施するために、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

③ 応急対策（回帰沈静）期の情報

地震発生直後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

4-4-2 市民への周知

災害対策本部は、必要と認める地震関連情報のほか、予測される事態及びこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、地震関連情報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、新聞により報道することにより周知されるが、本部が必要と認めた情報等についても依頼して周知を図る。

なお、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次のいずれかにより周知する。

ア. 広報車、宣伝車等の利用

イ. 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用

ウ. 電話、FAX、インターネット、電報、口頭による個別の通知

エ. 防災行政無線、消防用無線放送の利用

オ. 町内会等の協力

必要に応じて、漁業無線局やアマチュア無線局、タクシー無線局等に協力を依頼する。

4-4-3 海上船舶等に対する周知

ア. 土佐清水市及び高知海上保安部は、津波予報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するための広報を行うように努める。

イ. 高知海上保安部は、在泊船舶に対しては船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ. 高知海上保安部は、航行船舶に対しては航行警報又は安全通報等により周知する。

エ. 土佐清水市及び高知海上保安部は、情報伝達にあたっては予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

第5章 避難勧告・指示の発令

津波が発生し、又は発生するおそれのあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難勧告及び避難指示を発令する。

第1節 発令・解除基準

5-1-1 発令基準

(1) 避難勧告

区 分	基準及び方法
条 件	1 当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれのある場合 2 震度4程度の強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断した場合 3 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断した場合 津波警報が発表された場合 4 異常な水象を知った場合 5 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合
伝達内容	①勧告者、②避難理由、③避難順位、④避難場所、⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、消防無線放送 その他必要に応じてテレビ、ラジオ放送、口頭による伝達を併用

(2) 避難指示

区 分	基準及び方法
条 件	1 状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合 2 災害が発生し、現場に残留者がいる場合
伝達内容	①勧告者、②避難理由、③避難順位、④避難場所、⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	防災行政無線、テレビ放送、ラジオ放送、消防無線放送、口頭伝達、サイレン（水防第四号信号）を併用

5-1-2 解除基準

区 分	基準及び方法
条 件	1 津波発生のおそれのなくなった場合 2 津波注意報、又は津波警報が解除された場合

第2節 伝達方法

- (1) 津波勧告・指示を実施するものは、要避難地域の住民に対し、防災行政無線、広報車、消防無線放送等により伝達を行うとともに、町内会及び自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。必要に応じて各家庭への戸別訪問等により、避難勧告及び指示の徹底を図る。
- (2) テレビ、ラジオ放送により避難勧告及び指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。
- (3) 市民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分解さない外国人等に対しても勧告・指示が確実に伝達されるよう協力すること。

第6章 津波対策の教育・啓発

土佐清水市は、南海トラフの巨大地震に関する防災上必要な教育を市職員、住民、学校現場等に対して、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための、防災教育及び広報を推進するものとする。

第1節 市職員に対する教育・啓発

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を推進するものとする。

- (1) 地震及び津波に関する知識
- (2) 地域防災計画ならびに災害関係法令の熟知
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する行動に関する知識
- (4) 地域の自主防災組織育成への支援
- (5) 市職員として果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 住民等に対する教育・啓発

土佐清水市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民等に対する防災教育を推進するものとする。

- (1) 南海トラフの巨大地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関連機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止、家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 学校教育における教育・啓発

土佐清水市は、児童、生徒に対し、学校教育課程において、地震防災上必要な防災教育を推進するものとする。

第4節 防災知識の普及

報道機関等に南海トラフの巨大地震対策についての報道により、住民の意識向上が高まっている。今後、こうした報道機関等の協力を得ながら、土佐清水市及び防災関係機関は住民の防災意識をより一層高めるため広報を、様々な工夫を加え実施する。

第7章 津波避難訓練の実施

第1節 避難訓練の実施

土佐清水市及び防災関係機関は、地震の震度予測や津波の浸水予測などを参考に、地域特性を考慮して、実情に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施するものとする。

また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うものとする。

第2節 避難訓練の内容

防災訓練は、次の訓練を実施することとし、地域住民等の参加する防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

(1) 初動体制の確立訓練の実施

地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施するものとする。

(2) 現地訓練の実施

地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施するものとする。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮するものとする。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施するものとする。

(4) 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を、関係機関と連携し実施することとする。

第3節 県への要望

土佐清水市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

第8章 要配慮者の避難支援

第1節 要配慮者・避難行動要支援者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦などで、災害発生時に自力で必要な情報を得ることや、迅速かつ的確な行動を取ることが困難で、なんらかの介護・支援が必要な人である。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの。

土佐清水市では以下に掲げられる者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動を取るのに支援を要するものとする。

第2節 要配慮者が必要とする支援

表 8.2.1 要配慮者が必要とする支援

	要配慮者の例	必要とする支援
1	視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児、子ども等	迅速な避難行動を取るための支援
2	視聴覚障がい者、外国人、乳幼児、子ども等	災害・避難情報を入手・把握するための支援
3	観光客、外国人、一時滞在者等	地理情報を入手するための支援

8-2-1 迅速な避難行動を取るための支援

地域防災計画で定められた避難行動要支援者は、自ら避難することが困難であり、迅速な避難行動を取ることが難しいため、下記の視点で支援を行う。

(1) 迅速な避難を助ける施設整備

避難路や避難場所等の整備にあたっては、手すりやスロープの設置などのバリアフリー化を進め、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するように努める。

(2) 避難を支援する避難行動支援者の確保

自主防災組織や民生委員、消防団など、日ごろから地域のコミュニティーで避難行動要支援者に対して実施可能な支援内容を検討し、いざという時の行動を定めておく。ただし、支援者は、事前に津波浸水予測時間等を考慮した退避ルールを定めておくとともに、その内容について、関係者が十分理解し、いざという時には、ルールに基づき、自らの安全を確保できる体制を整える。

8-2-2 災害・避難情報や地理的情報を入手・把握するための支援

災害・避難情報を的確に入手・把握できない視聴覚障害者、外国人等や、地域の情報に不慣れた観光客等が安全に避難するためには、素早い情報提供と的確な避難の誘導体制を確立しておく必要があるため、下記の視点で支援を行う。

- (1) 津波注意看板のほか、海拔や津波の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した視聴覚障害者への対応も考慮した標識等の設置を進める。
- (2) 地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日ごろから訓練を行う。
- (3) 近年の携帯電話の普及率の向上や、情報技術の進展など、情報通信環境の現状を踏まえ、これらの技術を積極的に活用する。
- (4) 津波浸水予想区域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、外国語も含めた伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。
- (5) 屋外拡声器、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行う。

8-2-3 園児・児童

園児・児童は、情報を的確に入手・把握できない場合や迅速な避難行動が難しい場合があるため、下記の視点で、保育園・学校は対策を行う。

- (1) 迅速な避難を行えるよう定期的に訓練を行う。その際、地域の自主防災組織等と連携した訓練も実施するように努める。
- (2) 保育園・学校が避難する津波一時避難場所を保護者へ周知する。
- (3) 津波警報発令中は保護者への引き渡しをしない。万一迎えにきた保護者については、警報が解除になるまでの間、一緒に待機させる旨を保護者に周知し、津波警報が解除になってから保育園・学校が避難している場所へ迎えにくるよう周知する。
- (4) その他、必要な事項については各保育園・学校の防災マニュアルに定めておく。

第3節 情報伝達体制の整備

- (1) 消防団や自主防災組織、福祉関係者等との連携を図り、情報伝達体制の整備に努める。
- (2) 避難連絡・情報伝達・運用体制や、安否確認・被害確認を迅速に行える体制など、緊急連絡体制の整備に努める。

第4節 要配慮者情報の共有

市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ケアマネージャー、介護職員等

の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、要配慮者のプライバシーを犯さない範囲で地域内に居住する要配慮者に関する情報の収集及び共有化に努める。

第5節 避難行動要支援者の避難支援計画の具体化

- (1) 地域住民に対し、「地区別津波避難計画」などを通じ、避難行動要支援者への避難支援について理解づくりや周知徹底に努める。
- (2) 自主防災組織、消防団体等との連携を図り、避難行動支援者の配置など、要支援者のための避難支援体制の確立に努める（個別計画の策定）。
- (3) 避難を支援するための装備品の整備に努める。

第6節 避難所における支援

- (1) 避難所開設に際し、要配慮者のための避難場所の確保に努めるとともに、高齢者や乳幼児に配慮した保存食料や生活必需品等の備蓄に努める。
- (2) 避難所施設における段差の解消、トイレの様式化や障がい者用トイレの確保、間仕切り等、要配慮者が使用できる施設の整備に努める。
- (3) 避難所では、要配慮者に配慮した情報提供ができるよう、掲示板、文字放送テレビ等の設備の整備に努める。
- (4) 避難所への専門職（医師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、介護福祉士等）の派遣体制の整備に努める。

第7節 関係機関等との間の連携

- (1) 災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関等とあらかじめ協議を行う。
- (2) ケアマネージャー等の福祉サービス提供者との連携を密に取り、福祉サービスの継続に必要な体制の整備に努める。

第9章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光協会等の関係団体と共同して、観光客や釣り客等の地理不案内の来訪者等への避難対策について、チラシ等の啓発や訓練を実施するものとする。

第1節 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対し、利用客への情報伝達マニュアル（何時、誰が、何を（文案作成）、どの様に（館内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておくよう指導に努める。

また、屋外にいる者に対しては、屋外拡声器、サイレン、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器（ラジオ、個別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておくよう指導に努める。

第2節 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所へ避難させる必要がある。

ただし、施設の立地条件等を勘案し、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要である。たとえば、避難が間に合わない場合は、耐震性のあるRC（鉄筋コンクリート建築）構造等であれば、3階以上の室内に避難誘導した方が安全な場合もある。

したがって、施設管理者等に対し、土佐清水市が定める津波避難計画等との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定するよう指導に努める。

第3節 自らの命を守るための準備

津波注意報の場合、津波の高さは高いところで0.5m程度が予想されるが、海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要となるため、津波予報や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣り客は救命胴衣の着用等をするよう指導に努める。

第4節 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い来訪者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向や避難場所等を示した案内看板等を設置する。

第5節 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを、観光案内所や宿泊施設、釣具店、海の家、海水浴場の駐車場等において配布するなど、関係業者等と連携して啓発を行う。

第10章 港湾・漁港等における避難対策

第1節 係留船舶等の対策

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、押し寄せる波によって陸上に打ち上げられ、引いてゆく波によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、次の措置をとるよう要請することとして、津波避難計画を策定する。

- ① 津波の来襲を覚知してから船舶等の係留強化をすることは困難であることから、平時から船舶を係留する際には、固縛を強化するなどの対策を行う。
- ② 港内において作業・荷役中の場合、船は放置して避難する（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う）。
- ③ 津波発生時の情報伝達や、船舶の係留方法、避難行動等を津波避難計画に定める。とくに、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、こういった事態を防ぐためにも、船舶管理者の意識啓発等を含めた津波避難計画とする。

第2節 航行船舶の対策

航行中の船舶は、次の対応を行うようにする。

- ① 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（水深の深い、広い海域）する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④ 港外退避できない小型船は、直ちに着岸し、陸上避難を行う。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

第11章 その他留意点

第1節 避難場所・避難路等の維持保全

土佐清水市では、市民等が浸水深30cmの津波が到達するまでに避難場所に避難できるように、必要な避難場所や避難路の整備を行った。今後は避難場所の維持保全を行う。また、新たにまちが形成された場合には、必要に応じて避難場所の整備を行う。

第2節 避難誘導標識の整備促進・デザインの統一

避難時に市民や来訪者が避難場所までの迅速に移動できるよう、避難誘導標識の整備を行う。避難誘導標識は夜間でも認識できるものを設置するとともに、避難時に使用が困難とならないよう日頃から点検・整備する。

なお、避難場所等を示す標識は、平成28年3月内閣府通知「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組に関する通知について」に基づき、示された図記号を使用するものとする。

■ 津波注意



■ 津波避難場所



■ 津波避難ビル



津波に関する統一標識

なお、標識のデザイン、レイアウトに関しては「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」における標識に基づき作成をおこなうものとする。



計画作成の経緯

11-2-1 住民ワークショップの実施状況

津波避難計画書の作成にあたっては、市内各地区において住民ワークショップを各2回開催し、避難上の問題点、避難経路、避難目標地点、災害要援護者支援方法などについて検討を行った。

表 10.2.1 住民ワークショップの実施状況

回数	地区	実施月日	参加人数
第1回	立石、東谷、布郷、布浦	平成24年12月18日(火)	24人
	下浦、船場、小方、市野々、長野、鍵掛	平成24年12月19日(水)	37人
	久百々、大岐、以布利、窪津	平成24年12月20日(木)	19人
	足摺岬、松尾、大浜、中浜	平成25年1月15日(火)	24人
	下益野、浜益野、三崎浦、下ノ段、平ノ段、竜串、爪白	平成25年1月16日(水)	28人
	浦尻、厚生町、緑ヶ丘、旭町、元町	平成25年1月17日(木)	19人
	加久見、養老、松崎、汐見町、小江町(西町・浜町)、越前町	平成25年1月22日(火)	21人
	戎町、市場町、本町、栄町、寿町、幸町、天神町、中央町、元町、旭町、緑ヶ丘	平成25年1月23日(水)	44人
	下川口郷、下川口浦、片粕、貝ノ川郷、貝ノ川浦	平成25年1月24日(木)	34人
	大津	平成25年2月1日(金)	8人
小計			258人
第2回	立石、東谷、布郷、布浦	平成25年2月5日(火)	18人
	下浦、船場、小方、市野々、長野、鍵掛	平成25年2月6日(水)	23人
	久百々、大岐、以布利、窪津	平成25年2月7日(木)	32人
	足摺岬、松尾、大浜、中浜	平成25年2月12日(火)	23人
	下益野、浜益野、三崎浦、下ノ段、平ノ段、爪白	平成25年2月13日(水)	50人
	戎町、市場町、本町、栄町、寿町、幸町、天神町、中央町、元町、旭町、緑ヶ丘	平成25年2月14日(木)	16人
	浦尻、厚生町、緑ヶ丘、旭町、元町	平成25年2月18日(月)	26人
	加久見、養老、松崎、汐見町、小江町(西町・浜町)、越前町	平成25年2月19日(火)	24人
	下川口郷、下川口浦、片粕、歯朶ノ浦、貝ノ川郷、貝ノ川浦、大津、竜串	平成25年2月20日(水)	16人
小計			238人
合計			496人

11-2-2 住民ワークショップの内容

実施した住民ワークショップは以下の内容で実施した。

表 10.2.2 住民ワークショップの内容

回数	内容
第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会挨拶 2. 地区毎に避難路・避難場所の現地確認 3. ワークショップの趣旨説明 4. 南海地震の新たな想定と避難対策 5. ワーキング 地区の現状と課題についての議論 6. 今後の予定
第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会挨拶 2. 南海トラフ巨大地震による巨大津波（8/29 内閣府発表）の概要説明 3. ワーキング <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難計画書作成について (2) 第1回ワークショップ結果の確認 (3) 巨大津波に伴う避難困難区域の説明 (4) 要望のあった施設の整備について (5) 要配慮者への避難支援についての議論 (6) 発表 4. 今後の予定